

平成23年(行コ)第169号 公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件

控訴人 市民オンブズパーソン栃木 外20名

被控訴人 栃木県知事 福田富一

証 拠 申 立 書

2013 (平成25) 年6月18日

東京高等裁判所 第4民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 大 木 一 俊

第1 証人尋問の申出

1 人証の表示

(1) 〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心2丁目1番地

さいたま新都心合同庁舎

証 人 山 田 邦 博 (呼出・尋問時間30分)

(2) 〒

証 人 印 南 洋 之 (呼出・尋問時間90分)

(3) 〒

証 人 坂 卷 幸 雄 (呼出・尋問時間30分)

(4) 〒

証 人 嶋 津 暉 之 (呼出・尋問時間60分)

(5) 下

証 人 早乙女 正 次 (呼出・尋問時間 30分)

2 立証の趣旨

(1) 前記(1)について

現在国土交通省関東地方整備局河川部長職にある者として、八ッ場ダムの治水効果はわずかなもので、しかも下流域ほどその効果は少なくなること、及び栃木県はカスリーン台風の際、利根川本川の氾濫による被害はなく、今後利根川本川で同規模の洪水があったとしても、栃木県には利根川本川の洪水の影響がなく、栃木県が八ッ場ダムによる著しい利益を受けることはないことを立証する。

(2) 前記(2)について

現在栃木県県土整備部次長職にある者として、栃木県はカスリーン台風の際、利根川本川の氾濫による被害はなく、今後利根川本川で同規模の洪水があったとしても、栃木県には利根川本川の洪水の影響がなく、栃木県が八ッ場ダムによる著しい利益を受けることはないこと、栃木県は地下水源が豊富で、県南地域の地盤沈下以外地下水の利用で問題は起きていないこと、栃木県南関係各市町には水道用水の大幅需要は見込めず、また、県南地域の地盤沈下は農業用水や工業用水の取水によるもので、しかも県南地域の地盤沈下は沈静してきていること、栃木県の思川開発事業への利水参画は、南摩ダムは水が貯まらず、本当に必要な量の水が確保できるか検証もなく、且つ、水道用水供給事業について具体的な計画も予算的な裏付けもない状況であり、思川開発事業からの取水による水道用水供給事業の事業化は困難であること等について、立証する。

(3) 前記(3)について

旧通商産業省工業技術院地質調査所に勤務し、各地の地震、津波、噴火、洪水、地盤災害等の調査研究に携わり、定年退職した者であり、地質調査の専門家として、本件訴訟では2008(平成20)年5月2日付けで「意

見書『八ッ場ダムサイトの地盤の安全性について』（甲B95）作成し、前橋地方裁判所平成16年（ウ）第43号事件では、証人として同意見書の内容を敷衍する証言を行っている（甲B101）ところである。

控訴人らが、八ッ場ダムサイトの地盤の危険性について主張したことから、国土交通省も重い腰を上げて再検討を行い、2011（平成23）年11月、「八ッ場ダム建設事業の検証に関わる検討報告書」を作成し、その中で新たな対策を公表するに至った。そこで、その検討報告書及びその基礎資料である「H22年業務報告書」を同証人に検討してもらったところ、意見書（甲B208）を作成され、これらには多くの疑問ある旨の指摘がなされたので、そのことについて立証する。

(4) 前記(4)について

北斗出版「水問題原論」等の著作がある水問題研究者であり、本件訴訟でも2009年8月10日付けの「意見書」を作成するとともに、原審で証人として同意見書の内容を敷衍する証言を行った。

控訴審では、八ッ場ダムの洪水調節便益計算の虚構（控訴人準備書面4）、八ッ場ダムの洪水調節効果の減衰について（同5）、及びダム事業の検証の要件を満たさない栃木県の利水参画（同6）といった主張を行ったので、本証人によって、これらの主張を立証する。

(5) 前記(5)について

1980（昭和55）年に栃木県庁に採用になり、主として企業局で水道事業の建設、維持、経営等に携わり、水道課長の役職を最後に2012（平成24）年3月に退職した者であり、栃木県は地下水源が豊富で、県南地域の地盤沈下以外地下水の利用で問題は起きていないこと、栃木県の思川開発事業への利水参画は、南摩ダムは水が貯まらず、本当に必要な量が確保できるか検証もなく、且つ、水道用水供給事業について具体的な計画も予算的な裏付けもない状態でのものであること、思川開発事業からの取水による水道用水供給事業の事業化は困難であり、厚生労働大臣の認可を受ける見込みはないこと等について、立証する。

3 尋問事項

別紙尋問事項書記載のとおり

尋 問 事 項 書

証 人 山 田 邦 博

1 証人の地位、経歴

2 カスリーン台風の際の利根川本川の洪水によって栃木県には洪水被害があったか否か。

被害があった場合、どのような調査でどのような被害があったことがわかったのか。

3 カスリーン台風以降、栃木県は利根川本川の洪水によって被害を受けたことがあるか否か。

被害があった場合、いつの洪水によって、どのような被害を受けたのか。

また、それについては、何時どのような調査がなされたのか。

4 利根川本川上流域に200分の1の降雨があった場合、栃木県には利根川本川の洪水による被害が生ずるか。

生ずるという場合、どのような条件の下に、何処にどの程度の被害が生ずるのか。

5 ハッ場ダムは栃木県に対して、どのような治水効果をもたらすと想定されているのか。

その想定条件はどのようなものか。

6 その他本件に関連する事項

尋 問 事 項 書

証 人 印 南 洋 之

1 証人の地位、経歴

2 カスリーン台風の際の利根川本川の洪水によって栃木県には洪水被害があったか否か。

被害があった場合、どのような調査でどのような被害があったことがわかったのか。

3 栃木県が八ッ場ダムについて河川法63条の建設負担金を求められる根拠について、県はどのように認識しているのか。また、そのような認識を持つに当たって、栃木県はどのような検討を行ったのか。

4 栃木県が思川開発事業に利水者として参画するに当たって、どのような水道用水供給事業計画を持っていたのか。

持っていたのであれば、それは何時ころ作成したもので、概要どのようなものであったか。

持っていないのであれば、何故、参画したのか。

5 栃木県が思川開発事業に利水者として参画するに当たって、関係市町とはいつ、どのような協議を行ったのか。その際、関係市町が負担することとなる費用については、どのような説明を行ったのか。

6 栃木県の参画水量に満たない需要しかなかった場合、その差は誰がどういう形で負担することになるのか。

7 栃木県は、県内の地下水源の量、質をどのように把握し、これらを維持するためにどのような対策を採ってきたのか。

8 南摩ダムについては、嶋津氏が従前から、水が貯まらず必要水量の確保ができないと指摘しているが、この指摘について、どのような検討を行ったのか。その結果はどのようなものであったか。

9 思川開発事業に参画して水道用水供給事業を行うに当たっては、水道法上や予算上も含めてどのような法的整備が必要となるのか。

10 その他本件に関連する事項

尋 問 事 項 書

証 人 坂 卷 幸 雄

- 1 証人の地位、経歴
- 2 ハッ場ダム建設事業について、国土交通省が示した新たな地すべり対策はどのようなものか。
- 3 上記対策には、地すべり対策としての問題点はないか。
ある場合には、どの点にどのような問題があるのか。
- 4 上記3の対策しかなされなかった場合に想定される危険の有無について。
危険がある場合には、どのようなもので、それを避けるためにはどうすればよいか。
- 5 その他本件に関連する事項

尋 問 事 項 書

証 人 嶋 津 暉 之

- 1 証人の地位、経歴
- 2 ハッ場ダムについてこれまで行われてきた洪水調節便益計算はどのようなものか。
- 3 ハッ場ダムの治水調節効果はどのようなものか。栃木県にはどの程度の効果をもたらすのか。
- 4 証人は、従前、国交省のゲーターを用いて南摩ダムは水が貯まらないダムであることを検証したが、新たなゲーターでの検証ではどのような結果となったのか。
- 5 栃木県が、現在思川開発事業に参画している水量で、水道用水供給事業を営む場合には、どのような設備が必要で、それにはどの位の費用が必要となるのか。
- 6 栃木県が作成した「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討」にどのような問題があるか。
- 7 その他本件に関連する事項

尋 問 事 項 書

証 人 早乙女 正 次

- 1 証人の地位、経歴
- 2 栃木県における水道用水及び工業用水の需給状況について
- 3 栃木県の地下水源の量及び質について
- 4 思川開発事業に参画して水道用水供給事業を行うに当たっては、水道法上や
予算上も含めてどのような法的整備が必要となるのか。その実現可能性はどうか。
- 5 栃木県が作成した「栃木県南地域における水道水源確保に関する検討」にどのような問題があるか。
- 6 その他本件に関連する事項